

令和7年2月25日

令和7年第1回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 1 号 令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 10 号））	別冊
議第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議第 2 号	恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について	9
議第 3 号	恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	13
議第 4 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	15
議第 5 号	恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	17
議第 6 号	恵那市串原温泉施設条例の一部改正について	19
議第 7 号	恵那市上矢作自然交流施設条例の一部改正について	21
議第 8 号	恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正について	25
議第 9 号	恵那市都市公園条例の一部改正について	27
議第 10 号	恵那市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	37
議第 11 号	恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	39
議第 12 号	恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議第 13 号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	47
議第 14 号	恵那市基金条例の一部改正について	51
議第 15 号	恵那市都市農村交流促進施設条例の廃止について	53
議第 16 号	協定の締結について	55
議第 17 号	市道路線の認定について	57
議第 18 号	恵那市副市長の選任について	65
議第 19 号	恵那市教育長の任命について	67
議第 20 号	令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 11 号）	別冊
議第 21 号	令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 22 号	令和 6 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊

議第23号	令和6年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第2号）	… 別冊
議第24号	令和6年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	… 別冊
議第25号	令和6年度恵那市水道事業会計補正予算（第3号）	… 別冊
議第26号	令和6年度恵那市下水道事業会計補正予算（第3号）	… 別冊
議第27号	令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第4号）	… 別冊
議第28号	令和7年度恵那市一般会計予算	… 別冊
議第29号	令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算	… 別冊
議第30号	令和7年度恵那市介護保険事業特別会計予算	… 別冊
議第31号	令和7年度恵那市遠山財産区特別会計予算	… 別冊
議第32号	令和7年度恵那市上財産区特別会計予算	… 別冊
議第33号	令和7年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算	… 別冊
議第34号	令和7年度恵那市水道事業会計予算	… 別冊
議第35号	令和7年度恵那市下水道事業会計予算	… 別冊
議第36号	令和7年度恵那市病院事業会計予算	… 別冊
議第37号	令和7年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算	… 別冊

議第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
とおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮刑の表記を拘禁刑とするため、この条
例を定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(恵那市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の分限に関する条例（平成16年恵那市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恵那市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年恵那市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恵那市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 恵那市非常勤消防団員退職報償金支給条例（平成16年恵那市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恵那市表彰条例の一部改正)

第5条 恵那市表彰条例（平成17年恵那市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年恵那市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（恵那市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の恵那市職員の給与に関する条例第24条の3第1項第1号及び同条第5項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第2号

恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

工場立地法の規定による工場敷地内の緑地及び環境施設の面積割合を緩和することにより、既存工場敷地の有効活用及び新規企業立地を促進し、市内産業の振興及び雇用拡大を図るため、この条例を定める。

恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
用途地域以外の地域	100分の5以上	100分の10以上

2 前項に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、緑地以外の環境施設を除く施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50に相当する数値を上限として緑地の面積に算入することができるものとする。

(特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条第1項の表に掲げる区域又はこれらの区域以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合において、同表に掲げるいずれかの区域の敷地割合（当該敷地のうちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の当該区域の項の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第6条 特定工場における環境施設の配置は、当該工場の周辺地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少に係る変更を除く。)が行われるときは、第3条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考1の二及び三並びに備考3の規定を準用する。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域にあつては「0.05」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域にあつては「0.1」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域にあつては「0.05」と、法準則備考第3の二中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

議第3号

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課限度額を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 14 条の 6 の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「56 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 18 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第 14 条の 6、第 14 条の 6 の 12、第 18 条及び第 18 条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第5号

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

1か月児に対する健康診査の内容が追加されたことにより、市立恵那病院が行う当該健康診査の利用料金の上限額を引き上げるため、この条例を定める。

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

3,600

 を

4,000

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第6号

恵那市串原温泉施設条例の一部改正について

恵那市串原温泉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

燃料価格等の高騰による施設運営に係る経費の増加に伴い、施設の利用料金を改めるため、この条例を定める。

恵那市串原温泉施設条例の一部を改正する条例

恵那市串原温泉施設条例（平成 16 年恵那市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	大人	1 回	623 円	を、
	小人	1 回	419 円	

」

「

1 人	1 回	1,000 円	に改め、同
-----	-----	---------	-------

」

表備考を次のように改める。

備考 4 歳未満の者は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

議第7号

恵那市上矢作自然交流施設条例の一部改正について

恵那市上矢作自然交流施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

燃料価格等の高騰による施設運営に係る経費の増加に伴い、施設の利用料金を改めるため、この条例を定める。

恵那市上矢作自然交流施設条例の一部を改正する条例

恵那市上矢作自然交流施設条例（平成 16 年恵那市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

名称	施設名	利用区分	単位	利用料金	利用時間
福寿の里 モンゴル 村	ゲル	宿泊料	1棟	14,000円	15時から翌10時 まで 宿泊の場合1泊につき
			1人	2,000円	
		休憩	1棟	6,000円	10時から14時 まで
	公衆浴場	入浴	ゲル利用者以外1人 1回	1,000円	15時から21時 まで
	かまど・ 自炊棟		ゲル利用者以外1人 当たり	800円	
コテージ かわせみ	コテージ 5人用	宿泊料	1棟	17,000円	15時から翌10時 まで 宿泊の場合1泊につき
			1人	2,000円	
	コテージ 7人用		1棟	22,000円	
			1人	2,000円	
	コテージ 5人用	休憩	1棟	8,000円	10時から14時 まで
			コテージ 7人用	1棟	10,000円
越沢コテ ージ	コテージ	宿泊料	1棟	30,000円	15時から翌10時 まで 宿泊の場合1泊につき
			1人	2,000円	
		休憩	1棟	15,000円	10時から14時 まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

議第 8 号

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正について

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

燃料価格等の高騰による施設運営に係る経費の増加に伴い、施設の利用料金を改めるため、この条例を定める。

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部を改正する条例

恵那市根の上高原国民休養地条例（平成 24 年恵那市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

597 円

 を

1,000 円

 に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

議第9号

恵那市都市公園条例の一部改正について

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

都市公園以外の公園を定義するなど、地域公園の整備に必要な事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例

恵那市都市公園条例（平成 16 年恵那市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

恵那市市立公園条例

第 1 条中「都市公園の設置」を「都市公園及びその他公園の設置」に改める。

第 1 条の 7 の見出し中「公園」を「都市公園」に改め、同条を第 1 条の 8 とする。

第 1 条の 6 の見出し中「公園施設」を「都市公園の施設」に改め、同条を第 1 条の 7 とする。

第 1 条の 5 の見出し中「公園施設」を「都市公園の施設」に改め、同条を第 1 条の 6 とする。

第 1 条の 4 を第 1 条の 5 とし、第 1 条の 3 を第 1 条の 4 とし、第 1 条の 2 を第 1 条の 3 とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 都市公園 市が設置する法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公園又は緑地であって、当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものをいう。
- （2） その他公園 市が設置する都市公園以外の公園又は緑地であって、当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものをいう。
- （3） 市立公園 都市公園及びその他公園をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 その他公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みさとふれあい広場	恵那市三郷町野井 1736 番地 239
武並わくわくパーク	恵那市武並町竹折 1648 番地 259
中野方ひまわり公園	恵那市中野方町 2337 番地 1
リバーパークかみやはぎ	恵那市上矢作町漆原 932 番地 1

第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「都市公園」を「市立公園」に改め、「（指定施設にあつては、指定管理者。第4項ただし書、第7条第3項、第10条、第10条の2及び第11条を除き以下同じ。）」を削り、同項第4号中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第4項中「都市公園」を「市立公園」に改め、「ただし、指定管理者が許可を与える場合は、市長の承認を得なければならない。」を削り、同条第5項中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第6項中「第7条第1項」の次に「、第8条の2第1項、第8条の3第1項」を加える。

第4条第1号中「法第5条第1項」を「第8条の2第1項、第8条の3第1項、法第5条第1項」に改め、同条第2号中「第8条第2項」の次に「及び第8条の3第2項」を加える。

第5条各号列記以外の部分中及び同条第11号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第6条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第7条第3項を削る。

第8条を次のように改める。

（都市公園の施設の設置若しくは管理又は占用許可の申請書の記載事項）

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間

- ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
 - (2) 占用物件の管理の方法
 - (3) 占用物件の構造
 - (4) 工事実施の方法
 - (5) 工事着手及び完了の時期
 - (6) 都市公園の復旧方法
 - (7) その他市長の指示する事項
- 3 法第6条第3項ただし書で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 占用物件の構造の変更で、地下埋設等により都市公園の使用に支障を与えないもの
 - (2) 都市公園の構造又は使用に支障を及ぼすおそれのない占用物件の添加物であって、占用者が当該占用物件の目的に付随して行うもの
- 第8条の次に次の3条を加える。
- (その他公園の施設の設置又は管理の許可)
- 第8条の2 その他公園において、公園施設を設置又は管理しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事実施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク その他公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 市長は、前項の許可の申請に係るその他公園の施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可を与えることができる。

(1) 市長が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 市長以外の者が設け、又は管理することが当該その他公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 市長は、第1項の許可にその他公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(その他公園の占用許可)

第8条の3 その他公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けてその他公園を占用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

(1) 占用の目的

(2) 占用の期間

(3) 占用の場所

(4) 工作物その他の物件又は施設の構造

(5) 申請者の住所、氏名及び職業

(6) 占用物件の管理の方法

(7) 占用物件の構造

(8) 工事実施の方法

(9) 工事着手及び完了の時期

(10) その他公園の復旧方法

(11) その他市長の指示する事項

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

ただし、その変更の内容が、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。

(1) 占有物件の構造の変更で、地下埋設等によりその他公園の使用に支障を与えないもの

(2) その他公園の構造又は使用に支障を及ぼすおそれのない占有物件の添加物であって、占有者が当該占有物件の目的に付随して行うもの

3 市長は、前2項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が法第7条第1項各号に掲げるものに該当し、その他公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項及び第2項の許可にその他公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(その他公園の原状回復)

第8条の4 前条第1項又は第2項の許可を受けた者は、その他公園の占有の期間が満了したとき又はその他公園の占有を廃止したときは、ただちにその他公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第9条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第10条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「又は第7条第1項」を「、第7条第1項、第8条の2第1項又は第8条の3第1項」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「法第5条第1項」の次に「若しくは第8条の2第1項」を、「法第6条第1項及び第3項」の次に「若しくは第8条の3第1項及び第2項」を加え、「都市公園」を「市立公園」に改める。

第10条の2を削る。

第11条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「第10条」を「前条」に改め、同条ただし書を削る。

第12条第1項、第13条第1項及び同条第2項各号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第14条第1号中「第6条第1項又は第3項」を「第6条第1項若しくは第3項又は第8条の3第1項若しくは第2項」に、「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第2号中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第3号中「第10条第1項」の次に「又は第8条の3」を加え、同条第4号中「法第27条第1項又は第2項」を「前条各項」に改め、同条第5号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第15条の見出し中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条中「都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域、その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない」を「市立公園を設置し、市立公園の区域を変更し、又は市立公園を廃止するときは、当該市立公園の名称、所在地、区域その他必要と認める事項を告示するものとする」に改める。

第17条の2中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第18条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第18条 まきがね公園（以下「指定施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

第18条の次に次の6条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第18条の2 指定管理者が指定施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年間とする。

2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

(指定管理者が行う業務)

第18条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の利用の許可に関する業務。ただし、第3条第1項又は第3項に規定する許可を与える場合は、市長の承認を得なければならない。

(2) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 利用料金の収受に関する業務

(4) その他指定施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金の納付)

第 18 条の 4 指定施設の利用者は、第 3 条第 1 項又は第 7 条第 1 項に掲げる行為に係る利用料金を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金については、第 10 条の規定にかかわらず、別表第 2 から別表第 6 までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 18 条の 5 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、市長は、指定施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 18 条の 6 指定施設における第 3 条第 1 項各号に係る第 10 条第 1 項又は第 2 項の利用料金については、第 11 条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(供用期間の変更)

第 18 条の 7 指定管理者は、指定施設について、特別の理由により必要がある場合には、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間を変更することができる。

第 19 条第 1 項中「第 8 条」の次に「、第 8 条の 3」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者が管理を行う指定施設については、第 3 条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 4、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 21 条中「市長」とあるものは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第 21 条第 1 項中「都市公園」を「市立公園」に改める。

別表第 2 中「第 5 条第 2 項」の次に「又は第 8 条の 2 第 2 項」を加える。

別表第 3 中「第 6 条第 1 項及び第 3 項」の次に「又は第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項」を加え、「都市公園」を「市立公園」に改める。

別表第 4 中「法第 12 条に掲げる」を「市立公園において第 3 条第 1 項各号に

「
3 使用期間には、準備及び原状回復のために要する期間
掲げる」に、
も含むものとする。

」

- 「
- を
- 3 使用期間には、準備及び原状回復のために要する期間
も含むものとする。
 - 4 屋外電気使用料及び屋外水道使用料は、7,200 円の範
囲内で規則で定める額とする。
- に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第10号

恵那市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議第 1 1 号

恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年恵那市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「大学において土木工学科若しくは」を「大学において土木工学科又は」に、「2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「1 年以上水道」を「1 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程」に、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上」を「第 1 号の卒業生にあつては 2 年以上」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」

を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、

「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「外国の学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第12号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保の基準を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年恵那市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第13号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に
係る連携施設の確保の基準を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定め
る。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年恵那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条中「第5項」を「第7項」に改め、同条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全て

を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第14号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市にゆかりのあるアスリートが国際大会に出場する際の応援に係る資金に充てるため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例（平成16年恵那市条例第44号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表に次の1項を加える。

恵那市エーナアスリート応援基金	スポーツ分野において活躍する個人又は団体の応援に要する資金に充てるため	市長が定める額
-----------------	-------------------------------------	---------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第15号

恵那市都市農村交流促進施設条例の廃止について

恵那市都市農村交流促進施設条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

みさとふれあい広場の整備に伴い、アグリパーク恵那ふれあい広場を廃止するため、この条例を定める。

恵那市都市農村交流促進施設条例を廃止する条例

恵那市都市農村交流促進施設条例（平成 16 年恵那市条例第 133 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第16号

協定の締結について

次のとおり工事の施行に関する協定を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 協定の目的 瑞浪恵那道路と恵那市道との交差（取付）にかかる新設工事の施行に関する協定
- 2 協定金額 723,600,000円
- 3 協定の相手方 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 佐藤 寿延

議第17号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

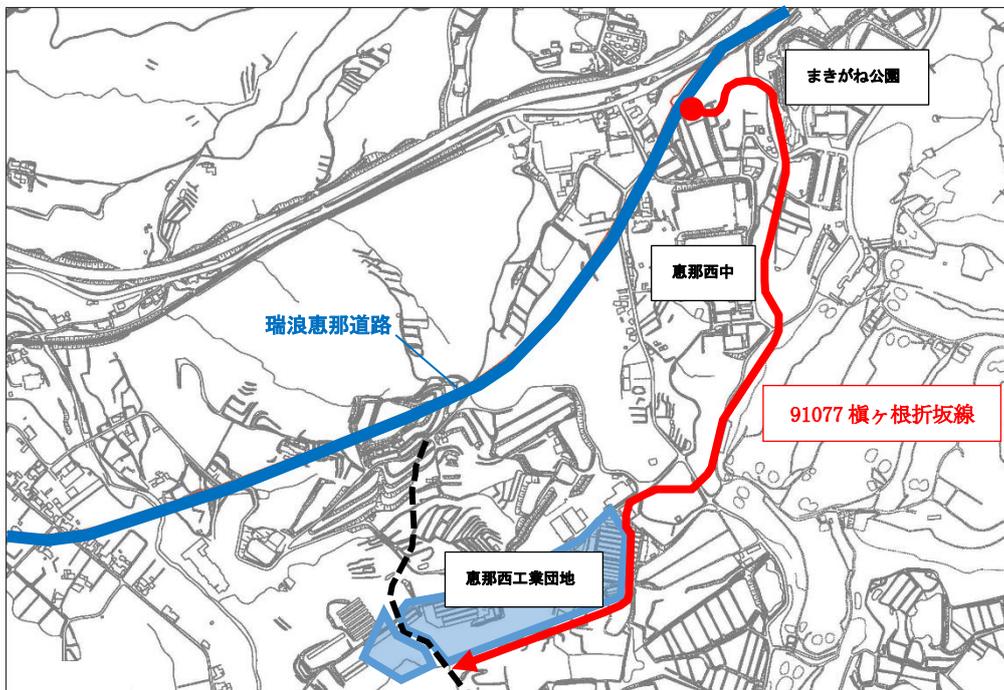
路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
91077	榎ヶ根折坂線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市武並町竹折字折坂	
92071	榎ヶ根折坂2号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市武並町竹折字折坂	
92072	折坂新田線	恵那市武並町竹折字折坂	
		恵那市武並町竹折字五反畑	
02378	長島町378号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市長島町中野字榎ヶ根	
02379	長島町379号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市長島町中野字榎ヶ根	
02380	長島町380号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市長島町中野字榎ヶ根	
05196	武並町196号線	恵那市武並町竹折字早層洞	
		恵那市武並町竹折字早層洞	
05197	武並町197号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市武並町竹折字折坂	

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
05198	武並町198号線	恵那市長島町中野字榎ヶ根	
		恵那市武並町竹折字折坂	
05199	武並町199号線	恵那市武並町竹折字五反畑	
		恵那市武並町竹折字五反畑	
05200	武並町200号線	恵那市武並町竹折字下新田	
		恵那市武並町竹折字下新田	
05201	武並町201号線	恵那市武並町竹折字下新田	
		恵那市武並町竹折字下新田	
05202	武並町202号線	恵那市武並町竹折字下新田	
		恵那市武並町竹折字下新田	
05203	武並町203号線	恵那市武並町竹折字下新田	
		恵那市武並町竹折字下新田	
05204	武並町204号線	恵那市武並町竹折字沼沖	
		恵那市武並町竹折字沼沖	
05205	武並町205号線	恵那市武並町竹折字仲島	
		恵那市武並町竹折字沼沖	
05206	武並町206号線	恵那市武並町竹折字沼沖	
		恵那市武並町竹折字小平	
05207	武並町207号線	恵那市武並町竹折字沼沖	
		恵那市武並町竹折字沼沖	
05208	武並町208号線	恵那市武並町竹折字小平	
		恵那市武並町竹折字沼沖	
05209	武並町209号線	恵那市武並町竹折字小平	
		恵那市武並町竹折字沼沖	
05210	武並町210号線	恵那市武並町竹折字下新田	
		恵那市武並町竹折字下新田	
05211	武並町211号線	恵那市武並町竹折字小平	
		恵那市武並町竹折字小平	

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
05212	武並町212号線	恵那市武並町竹折字藤ノ木	
		恵那市武並町竹折字小平	
05213	武並町213号線	恵那市武並町竹折字松島	
		恵那市武並町竹折字松島	
05214	武並町214号線	恵那市武並町竹折字松島	
		恵那市武並町竹折字松島	
05215	武並町215号線	恵那市武並町竹折字国集	
		恵那市武並町竹折字国集	
05216	武並町216号線	恵那市武並町竹折字昆沙門	
		恵那市武並町竹折字若宮	
05217	武並町217号線	恵那市武並町竹折字月沢	
		恵那市武並町竹折字月沢	

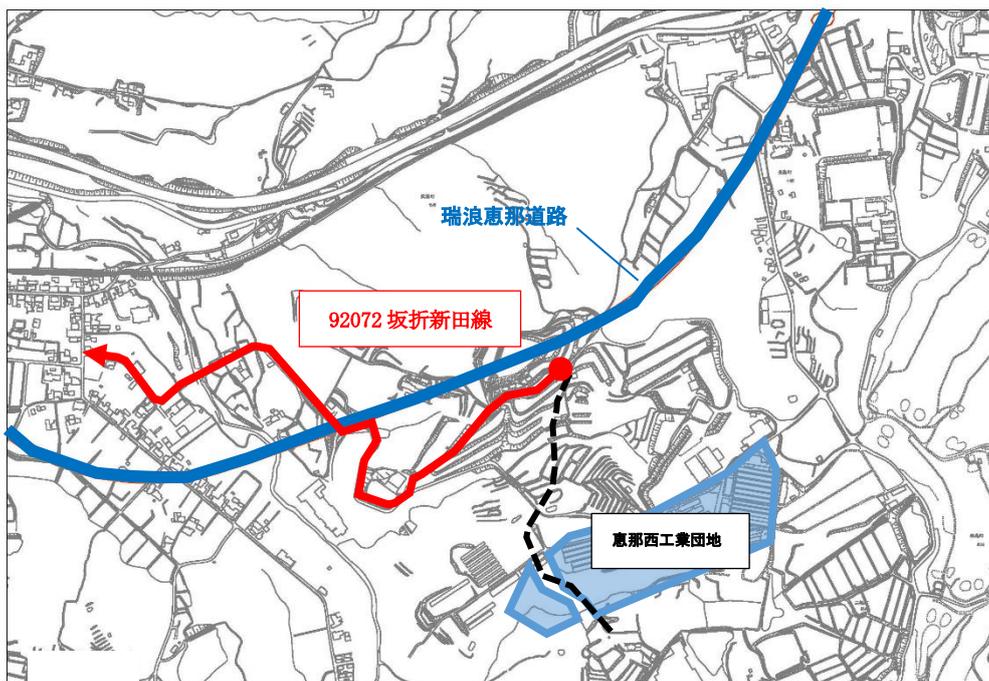
市道路線の認定

路線番号 91077 榎ヶ根折坂線



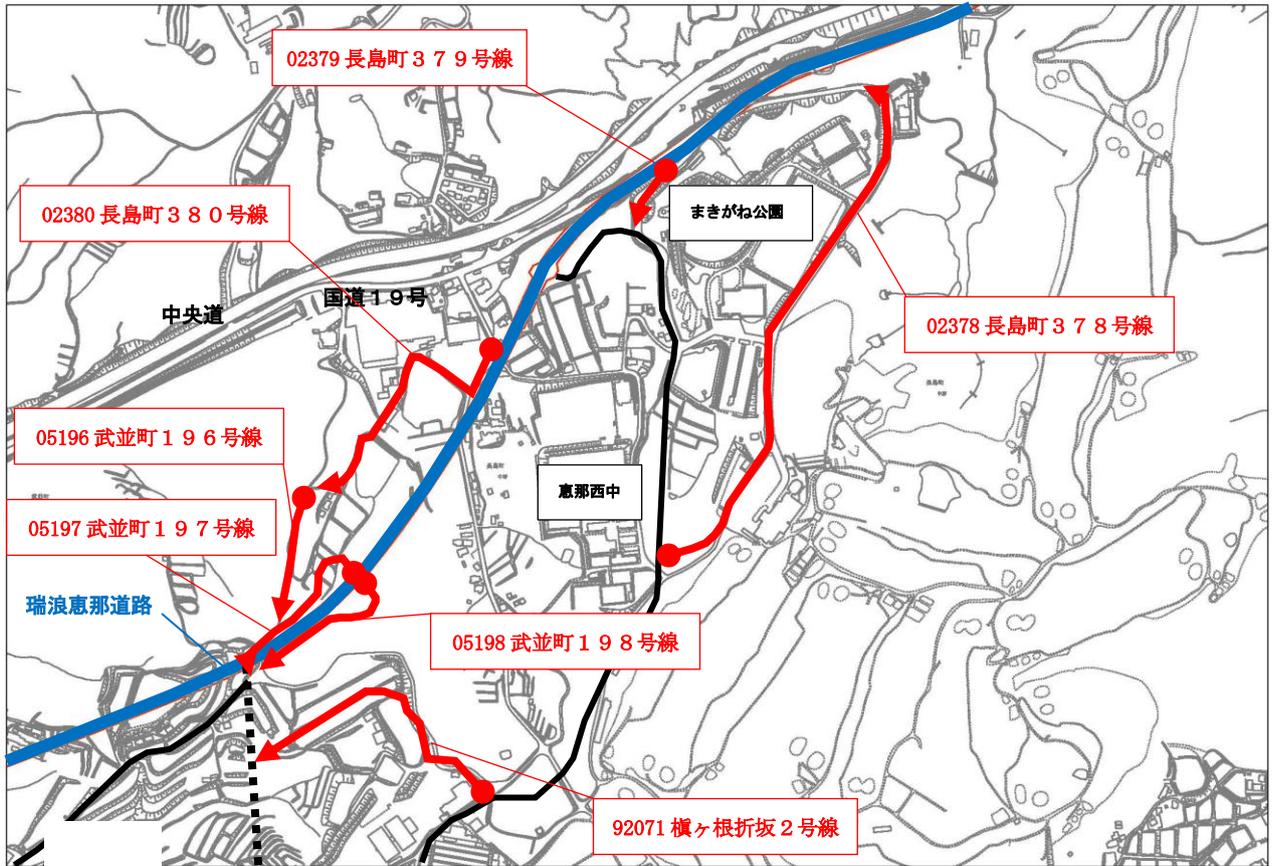
市道路線の認定

路線番号 92072 坂折新田線



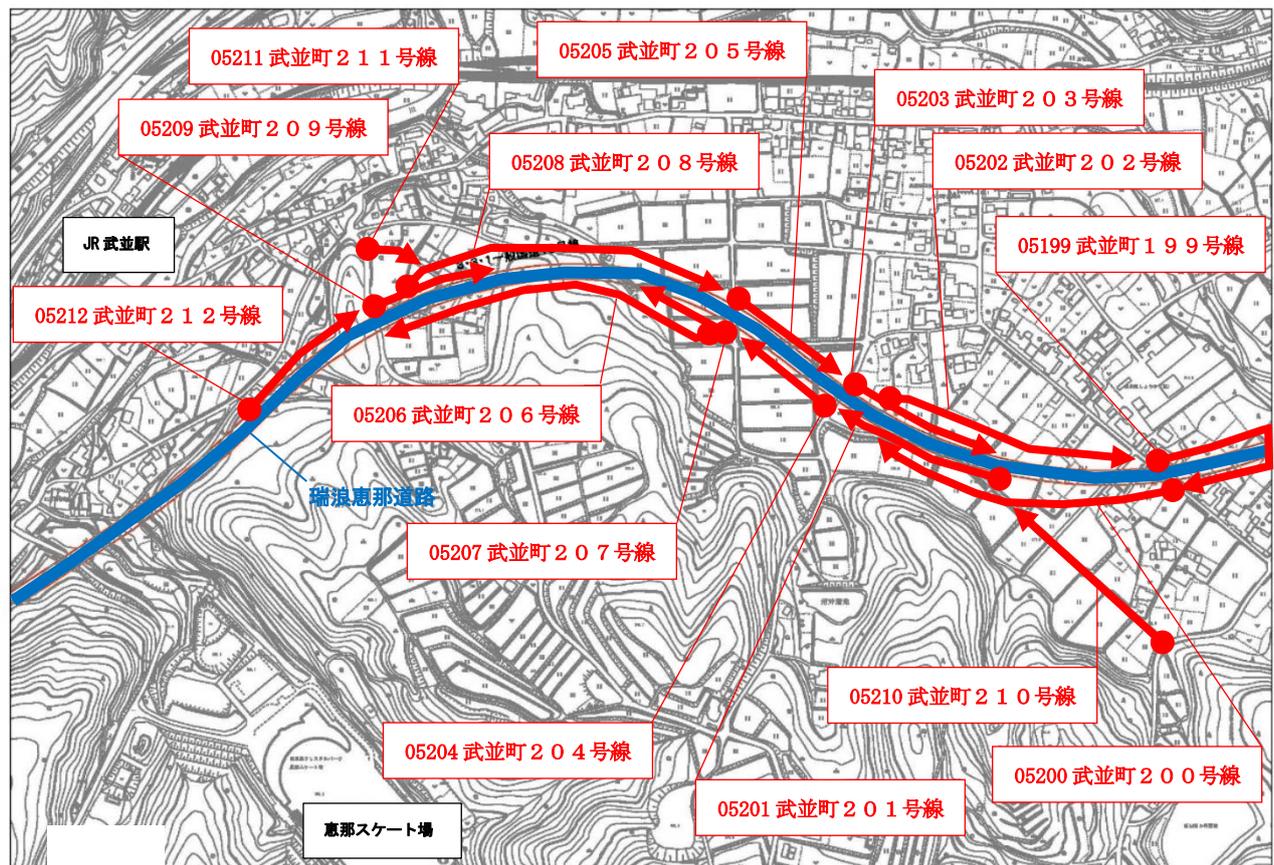
市道路線の認定

路線番号	92071	榎ヶ根折坂2号線
路線番号	02378	長島町378号線
路線番号	02379	長島町379号線
路線番号	02380	長島町380号線
路線番号	05196	武並町196号線
路線番号	05197	武並町197号線
路線番号	05198	武並町198号線



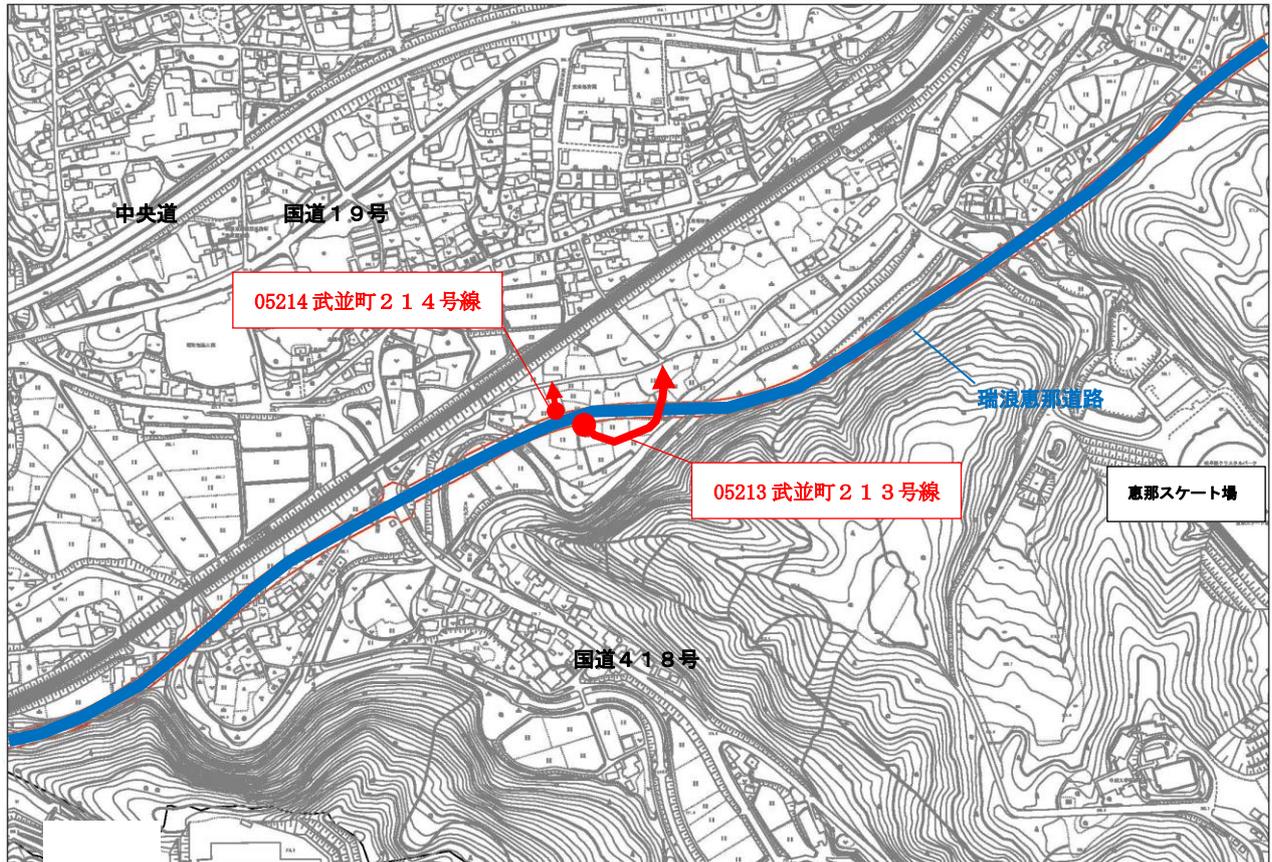
市道路線の認定

路線番号	05199	武並町199号線
路線番号	05200	武並町200号線
路線番号	05201	武並町201号線
路線番号	05202	武並町202号線
路線番号	05203	武並町203号線
路線番号	05204	武並町204号線
路線番号	05205	武並町205号線
路線番号	05206	武並町206号線
路線番号	05207	武並町207号線
路線番号	05208	武並町208号線
路線番号	05209	武並町209号線
路線番号	05210	武並町210号線
路線番号	05211	武並町211号線
路線番号	05212	武並町212号線



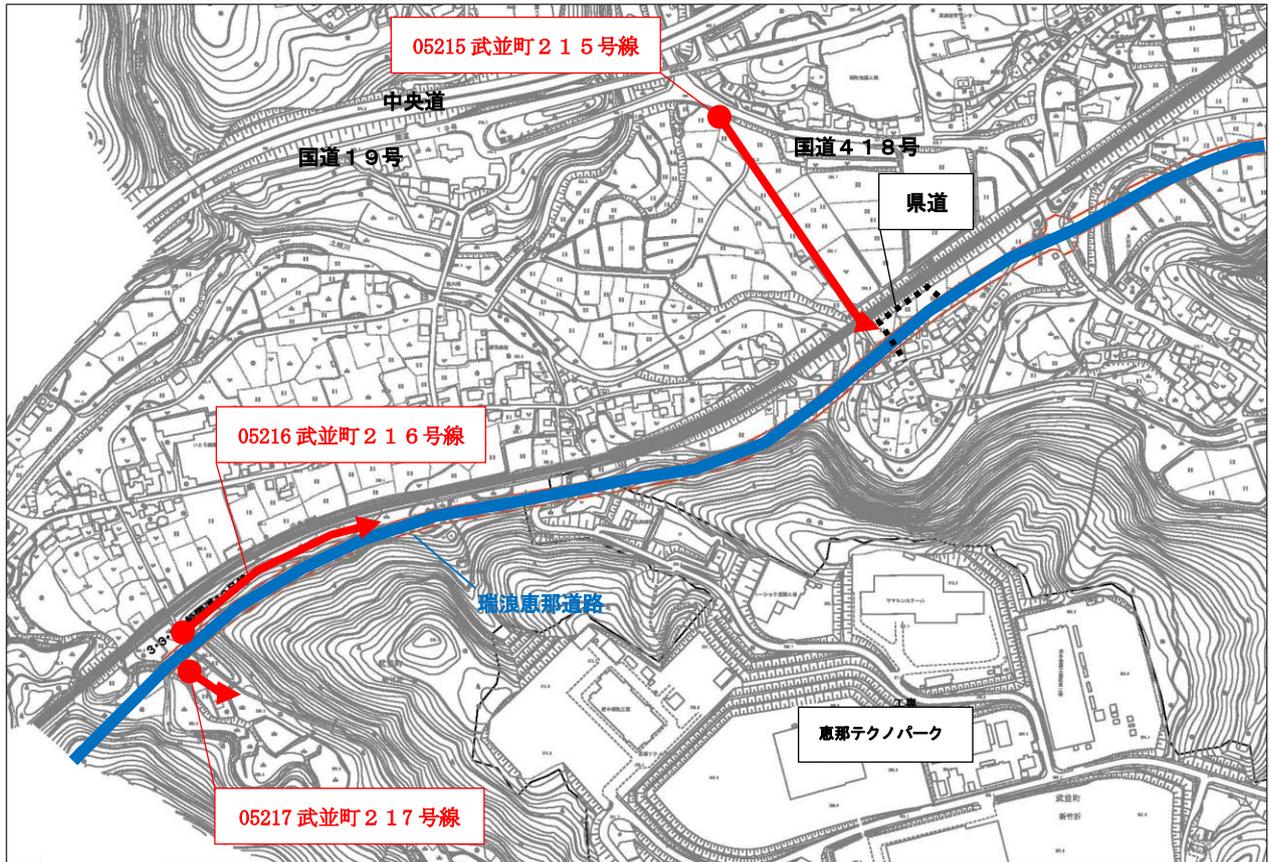
市道路線の認定

路線番号 05213 武並町213号線
路線番号 05214 武並町214号線



市道路線の認定

路線番号	05215	武並町215号線
路線番号	05216	武並町216号線
路線番号	05217	武並町217号線



議第18号

恵那市副市長の選任について

次の者を恵那市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 柘植 克久
生年月日

議第19号

恵那市教育長の任命について

次の者を、恵那市教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 可児市
氏 名 岡田 庄二
生年月日

（提案理由）

現教育長である岡田庄二氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市教育長に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

